○農林水産省告示第七百二十七号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年四月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第22955号 平成20年９月12日	平成20年12月10日	Ｃ－206	ＫＵＣ－206
第22956号 平成20年９月12日	平成20年12月10日	Ｑ－７	ＫＵＱ－７
第23075号 平成20年10月28日	平成20年12月19日	KNOCKOUT	ILLUSION

○農林水産省告示第七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡飯島町七久保三〇一三の二一・田切一五七の一・一五七の二・飯島三九〇七の六（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

田切一五七の二・飯島三九〇七の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県備前市三石字荒神谷二二〇五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第五回）及び事業計画の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年四月五日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成六年九月八日から平成二十五年三月三十一日まで

三　施行地区　大阪府茨木市大字粟生岩阪、大字宿久庄、大字清水、大字粟生間谷、粟生間谷東三丁目、大字佐保、大字泉原、大字千提寺、大字大岩、大字福井、大字大門寺、大字生保、大字安威、宿久庄七丁目、山手台一丁目、山手台七丁目及び東福井四丁目の各一部、大阪府箕面市大字粟生岩阪、大字宿久庄、大字粟生間谷、粟生間谷東三丁目、粟生間谷東四丁目、粟生間谷東六丁目及び粟生間谷東八丁目の各一部

四　土地区画整理事業の名称　北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　大阪府箕面市小野原東六丁目二番一号

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成六年九月八日

七　施行規定の変更（第五回）及び事業計画の変更（第四回）の認可の年月日　告示の日と同日

○国土交通省告示第三百六十二号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月五日

国土交通大臣　大畠　章宏

三メ中「十九番六号」を「七番二十号」に改める。

○国土交通省告示第三百六十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月五日

国土交通大臣　大畠　章宏

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一八七四号	山田　元治	千葉県	平成二十三年三月十八日	苫小牧水先区
第一八七五号	佐藤　金光	秋田県	平成二十三年三月十八日	室蘭水先区
第一八七六号	郡　茂典	三重県	平成二十三年三月十八日	鹿島水先区
第一八七七号	佐藤　講二	宮城県	平成二十三年三月十八日	東京湾水先区
第一八七八号	千速　豊	神奈川県	平成二十三年三月十八日	東京湾水先区
第一八七九号	林田　清孝	佐賀県	平成二十三年三月十八日	東京湾水先区
第一八八〇号	菱沼　厳	栃木県	平成二十三年三月十八日	東京湾水先区
第一八八一号	眞鍋　治	岡山県	平成二十三年三月十八日	東京湾水先区
第一八八二号	佐藤　亨	山形県	平成二十三年三月十八日	東京湾水先区
第一八八三号	神戸　史朗	新潟県	平成二十三年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第一八八四号	髙山　幹治	広島県	平成二十三年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第一八八五号	本田　裕昭	兵庫県	平成二十三年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第一八八六号	吉澤　勇	広島県	平成二十三年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第一八八七号	久永　一男	愛知県	平成二十三年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第一八八八号	川村　利樹	東京都	平成二十三年三月十八日	大阪湾水先区
第一八八九号	髙垣　政治	広島県	平成二十三年三月十八日	大阪湾水先区
第一八九〇号	安部　裕之	宮崎県	平成二十三年三月十八日	大阪湾水先区
第一八九一号	小山　道夫	神奈川県	平成二十三年三月十八日	大阪湾水先区
第一八九二号	西村　重孝	熊本県	平成二十三年三月十八日	内海水先区
第一八九三号	中尾　登一	広島県	平成二十三年三月十八日	内海水先区